

# 負担限度額認定申請について

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院等の入所・入院及びショートステイを利用する際の食費・居住費（滞在費）の負担限度額認定による減額を希望される方は申請が必要です。なお、負担限度額の認定は申請日（申請を受理した日）の月の初日からとなります。施設利用の予定のある方は、利用開始月の月末までに提出をお願いします。

## <認定の対象要件>

次の要件のいずれも満たす場合に認定の対象となります。

- ① 認定を受けようとする本人の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに本人の配偶者（世帯分離している配偶者及び婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます）が市町村民税非課税であること。
- ② 本人及び配偶者（①と同じ）の預貯金等の合計額が2,000万円以内（配偶者がいない場合は1,000万円以内）であること。（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）

## <1日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額>

対象者		利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
			ユニット個室	ユニット個室の多床室	従来型個室	多床室	
世帯員及び本人の配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等が一定額以内の方	利用者負担第2段階 非該当の方	負担限度額（第3段階）	1,310円	1,310円	1,310円 ※ 820円	370円	650円
		本人の前年の年金以外の合計所得金額（注1）と課税年金収入額と非課税年金収入額（注2）の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 ※ 420円	370円	390円
	高齢福祉年金受給者	負担限度額（第1段階）	820円	490円	490円 ※ 320円	0円	300円
生活保護受給者							
上記以外の方【負担限度額認定非該当の方】 （令和元年10月1日以降の金額）		基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円 （1,668円）	370円 （377円）	1,380円
			（2,006円）	（1,668円）	※1,150円 （1,171円）	※840円 （855円）	

※印は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の額（他は共通）

（注1）年金以外の合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額となります。

（注2）遺族年金（寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む）や障害年金など。なお、弔慰金・給付金などは「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても収入に含めません。

なお、ケアハウスや有料老人ホーム、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所などの食費・居住費（滞在費・宿泊費）は対象ではありません。また、介護保険料の滞納による給付額減額等（（特例）特定入所者介護サービス費の支給を行わない）の措置を受けている方は対象にはなりません。

## <申請手続について>

申請には次の書類が必要です

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（非課税年金を受給されている方は、種別のチェックをお願いします）
- ② 金融機関及び各関係機関等への照会にかかる同意書
- ③ 預貯金等（※1）の口座残高等の写し
  - ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分
  - ・口座残高が分かる部分（申請する日の直近2か月以内のもの）

※1

預貯金等の種類	提出書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託（合同運用信託、公募公社債等運用投資信託など）	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

## <結果通知について>

申請書類等を審査し、その結果について認定証（認定者のみ）及び決定通知書を送付します。なお、審査には、金融機関等への照会等や要介護認定結果待ち等により、申請をいただいてから1か月以上かかる場合があります。

【お問合せ先】

### 《注意》

申請書は、各地域の窓口センターでは受付ができません。必ず、介護保険課に直接ご持参いただくか、郵送でのご提出をお願いします。

高知市役所 介護保険課 給付係  
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号  
◆高知市コールセンター (088) 822-8111  
◆高知市介護保険課 給付係 (088) 823-9959